

令和二年度技術士第一次試験試験委員の推薦時期及び推薦数について(案)

令和元年11月27日
科学技術・学術審議会
技術士分科会試験部会

1 令和二年度技術士第一次試験試験委員の構成

試験委員の構成については、①作問委員及び②審査委員とする。各々の役割は、以下のとおりとする。なお、試験問題の最終的な決定権限は、作問委員が持つものとする。

① 作問委員:問題案の作成を担当するものとする。

② 審査委員:出題問題の正確性及び妥当性のチェックを行うものとする。

2 試験委員の推薦について

作問委員については、各科目担当の試験部会専門委員が推薦し、審査委員については、指定試験機関である公益社団法人日本技術士会の理事の職にある試験部会専門委員が推薦するものとする。

なお、試験委員の推薦を担当する専門委員に欠員等が生じた場合には、部会長または部会長代理が指名する者が推薦することができる。

3 試験委員の推薦時期

試験問題の質の一層の向上を図り、適切な作問を行うため、作問委員の推薦期間は2月中旬までとし、作問委員による試験委員総会を3月中旬に開催する。

審査委員の推薦期間は3月下旬から4月上旬までとし、審査委員による試験委員総会を7月中旬に開催する。

4 試験委員の推薦数

推薦の目安とする試験委員数 別紙のとおり

実際に推薦する試験委員数が、推薦の目安とする委員数と異なる見込みである場合には、部会長の了承を得るものとする。

(別紙)

令和二年度技術士第一次試験の科目別試験委員数(案)

科目	推薦の目安とする委員数(※1)		令和元年度(実績)		
	作問委員	審査委員	作問委員(※2)	審査委員	
専門科目	機械	6	3	6 (2,514)	3
	船舶・海洋	5	2	5 (18)	2
	航空・宇宙	5	2	5 (61)	2
	電気電子	6	2	6 (2,124)	2
	化学	5	2	5 (333)	2
	繊維	5	2	5 (64)	2
	金属	5	2	5 (142)	2
	資源工学	5	2	5 (22)	2
	建設	8	3	8 (10,598)	3
	上下水道	9	2	9 (1,418)	2
	衛生工学	6	3	6 (434)	3
	農業	8	3	8 (766)	3
	森林	5	3	5 (310)	3
	水産	5	3	5 (68)	3
	経営工学	4	2	4 (298)	2
	情報工学	7	2	7 (578)	2
	応用理学	8	2	8 (418)	2
	生物工学	5	2	5 (153)	2
	環境	9	3	9 (1,339)	3
	原子力・放射線	6	2	6 (131)	2
計	122	47	122 (21,789)	47	
基礎科目	16	5	16 (22,057)	5	
適性科目	6	2	6 (22,073)	2	
合計	144	54	144 (22,073)	54	

※1 追加の推薦も可能とする予定。

※2 再試験の実施に際し追加した委員は含まない。()内の数は、受験申込者数である。

()

部門

令和二年度 技術士第一次試験試験委員（作問委員）候補者名簿

専門 科目	ふりがな 氏 名	勤務先及び役職名 同所在地 電 話	現住所 電 話	担当する 専 門 分 野	委員 経 歴 (合)又は(技)	試験委員就任に当たって承認を得る 必要のある勤務先の代表者等	
（ ） 科 目			〒			機関名	
						役職名	
	e-mail	〒				氏 名	
						書類の送付先及び担当署名	
		電話	電話			〒	
						電話	
				〒			機関名
							役職名
	e-mail	〒					氏 名
							書類の送付先及び担当署名
		電話	電話				〒
							電話
			〒			機関名	
						役職名	
e-mail	〒					氏 名	
						書類の送付先及び担当署名	
	電話					〒	
						電話	

推 薦
委員名 _____ 印

<令和二年度技術士第一次試験試験委員（作問委員）候補者名簿の記入に当たっての留意事項>

1. 推薦に当たっては、別添「令和二年度技術士試験委員の推薦方針」に従い選考願います。特に委員を再任する場合は、原則として連続して5期までとする等の方針を順守いただくよう願います。
2. 事前に試験委員候補者本人から内諾を得られるよう願います。なお、内諾を得る際に試験委員に選任された場合の罰則規定①不正行為の禁止（30万円以下の罰金「法第62条」）②秘密保持義務等（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金「法第60条」）についても説明して下さるよう願います。
また、技術士試験は国家試験であり、文部科学大臣が選定する試験委員は極めて重要な任務と業務を担っていくもので、技術士制度の信頼を損なうことのないよう、作問等試験の実施に当たっては、厳正かつ公正に行っていただきたい旨、お伝え下さるよう願います。
3. 「試験委員就任に当たって承認を得る必要のある勤務先の代表者等」の欄は、必ず記入願います。ただし当該候補者が国家公務員である場合は不要です。
4. 担当する専門分野については、各試験委員の専門がわかるよう、簡潔に記載してください。
5. 過去の試験委員経歴については、試験委員となった年の数字を（例：21-23）、当該候補者が技術士試験の合格者である場合は（合）を、登録した技術士である場合は（技）をそれぞれ記入願います。
6. 他の科目から兼務をする必要のある候補者の記載については、本務の科目で所定の事項を全欄記入し、その氏名の下部に「兼」及び兼務する科目番号を記入し、兼務の科目においては「氏名」欄と「担当する専門分野」欄のみを記入し、その氏名の下部に「本務」及び本務の科目番号を記入して下さい。
7. 同一の用紙に同一の科目のみとし、2科目を記載する場合は用紙を替えて下さい（適宜必要部数をコピー願います）。
8. 技術士第一次試験委員総会を令和2年3月13日（金）に予定していますので、連絡される際に併せて御通知願います。
9. 必ず、令和2年2月中旬まで（具体的な日付については依頼時に別途ご連絡します。）に、
〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 宛に送付願います。

()

部門

令和二年度 技術士第一次試験試験委員（審査委員）候補者名簿

ふりがな 氏名	勤務先及び役職名 同所在地 電話	現住所 電話	担当する 専門分野	委員経歴 (合)又は(技)	試験委員就任に当たって承認を得る 必要のある勤務先の代表者等
		〒			機関名
					役職名
					氏名
e-mail	〒				書類の送付先及び担当署名
					〒
	電話	電話			電話
		〒			機関名
					役職名
					氏名
e-mail	〒				書類の送付先及び担当署名
					〒
	電話	電話			電話
		〒			機関名
					役職名
					氏名
e-mail	〒				書類の送付先及び担当署名
					〒
	電話				電話

推薦
委員名

印

<令和二年度技術士第一次試験試験委員（審査委員）候補者名簿の記入に当たっての留意事項>

1. 推薦に当たっては、別添「令和二年度技術士試験委員の推薦方針」に従い選考願います。
2. 事前に試験委員候補者本人から内諾を得られるようお願いいたします。なお、内諾を得る際に試験委員に選任された場合の罰則規定①不正行為の禁止（30万円以下の罰金「法第62条」）②秘密保持義務等（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金「法第60条」）についても説明して下さるようお願いいたします。
また、技術士試験は国家試験であり、文部科学大臣が選定する試験委員は極めて重要な任務と業務を担っていくもので、技術士制度の信頼を損なうことのないよう、審査等試験の実施に当たっては、厳正かつ公正に行っていただきたい旨、お伝え下さるようお願いいたします。
3. 「試験委員就任に当たって承認を得る必要のある勤務先の代表者等」の欄は、必ず記入願います。ただし当該候補者が国家公務員である場合は不要です。
4. 担当する専門分野については、各試験委員の専門がわかるよう、簡潔に記載してください。
5. 過去の試験委員経歴については、試験委員となった年の数字を（例：21-23）、当該候補者が技術士試験の合格者である場合は（合）を、登録した技術士である場合は（技）をそれぞれ記入願います。
6. 同一の用紙に同一の科目のみとし、2科目を記載する場合は用紙を替えて下さい（適宜必要部数をコピー願います）。
7. 技術士試験委員総会（審査）を令和2年7月16日（木）に予定していますので、連絡される際に併せて御通知願います。
8. 必ず、令和2年4月1日（水）までに 〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 宛に送付願います。